

平成 20 年 12 月 25 日
警 察 庁

「再就職状況の公表」及び「認可法人、公益法人役員への
就任に係る報告状況の公表」について

- 1 「再就職状況の公表」については、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)に基づき、毎年 1 回公表することとされているところである。
今回、当庁において公表するのは、平成 19 年 8 月 16 日から平成 20 年 8 月 15 日までの 1 年間に当庁の課長・企画官相当職以上で退職した職員に係る本年 12 月 1 日までの再就職(選挙によって公職に就いた場合を含む。)の状況であり、その結果は別表のとおりである。
- 2 「認可法人、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への就任に係る報告状況の公表」については、「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)等に基づき、毎年 1 回公表することとされているところであるが、今回、当庁において該当者はいない。
- 3 各府省における再就職状況等については、本日、各府省においてそれぞれ公表されているところであり、これらを総括した結果については、内閣官房、内閣府及び総務省において公表されている。

公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)(抄)

新たな公務員制度の概要

3 適正な再就職ルールの確立

(4) 再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年1回、本府省の課長・企画官相当職以上(地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。)の離職者の離職後2年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年1回公表することとする。

再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ(平成14年3月29日最終改正)

「中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)」及び「公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)」を踏まえ、再就職の公正性、透明性を確保するため、以下のとおり、再就職状況の公表を実施する。

1. 公表内容

各府省は、所属対象職員の再就職について、当該職員の氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、再就職日、再就職承認関係を公表する。

2. 対象職員

対象職員の範囲は、本府省の課長・企画官相当職以上の者及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の者とする。

3. 公表方法

各府省は、所属職員の再就職状況等を勘案し、毎年度1回、過去1年間における所属対象職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房及び総務省はこれを総括して公表する。

4. 施行期日

本申合せは、平成14年4月1日から施行する。